

⇩ 役員賞与の取扱い

Q : さきごろ、企業会計基準委員会が、役員賞与の費用処理を義務付ける会計基準を公表したそうですが、税務での取扱いはどうなるのですか？

A : 税務については、平成18年度改正以後、取扱いが見直されますが、役員賞与の損金不算入の取扱いは、今後も維持されそうですので、この場合には、申告調整が必要になります。

【解説】

企業会計基準委員会は、さきごろ、役員賞与の費用処理を義務付ける役員賞与に関する会計基準(案)を公表しました。

委員会が、役員賞与を費用処理することが望ましいとした理由は、つぎの点からです。

- ① 会社の利益は、職務執行の成果であり、その功労に報いるために支給される役員賞与も職務執行の対価と考えられること
- ② 会社法では、役員賞与と役員報酬の支給手続きは同じ条文中で示されていること

この会計基準の施行時期は、会社法施行日以後終了する事業年度にかかる株主総会で決定される役員賞与からとされていますので、会社法が予定通り、来年の5月に施行されるとなると、この会計基準は来年の5月決算の会社から適用されることとなります。

一方、税務における取扱いは、来年度以降の税制改正で会社法に伴う見直しが行われますが、役員賞与の損金不算入の取扱いは維持されるものと見られますので、この場合には、申告調整することになります。

